

◇ 糸島市内での人権擁護委員の活動 ◇

人権擁護委員は市民の皆さんの人権相談役



人権擁護委員制度は、昭和24（1949）年6月1日の人権擁護委員法の施行により、国民の基本的人権を擁護するという理念の下に、発足しました。

それ以来、人権擁護委員は、全ての人権が正しく守られるように、人権を侵害された被害者の救済のための調査や人権相談活動、人権尊重思想の普及高揚を図るための各種啓発活動に取り組んでいます。

□ 糸島市内の人権擁護委員(令和8年8月1日現在)

校区	氏名	校区	氏名
波多江	戸高 健	怡 土	井上 日出海
東 風	佐々木 久郎	一貴山	※調整中
前 原	松吉 幹人	深 江	古家 誠
前原南	松崎 敏明	福 吉	姫野 吉秀
南 風	牧 洋	可 也	福有 雅子
加布里	納富 貴子	桜 野	平野 順子
長 糸	仲西 まゆみ	引 津	谷山 篤子
雷 山	清水 和弘		仲西 優満



人権擁護委員は、地域に住んでいる市民の中から、人権擁護に理解のある人を市長が市議会の意見を聞いて推薦し、法務大臣が委嘱した人権相談の身近なパートナーです。



◆ 人権相談 ◆

◎人権擁護委員による人権相談

電話での相談や事前予約も可能です。

《日時》第2・4火曜日

13時～16時(祝日除く)

《場所》糸島市人権センター

☎(322)1697

相談無料

◆ 啓発活動 ◆

◎糸島市民まつりへの参加

会場にブースを出展し、人権擁護委員の活動を紹介したり、来場者に啓発物品を配布したりしています。

◆ 人権教室 ◆

◎人権の花(ひまわり)運動

人権の花運動は、小学校に配布したひまわりの種を、子ども達が協力し合って育てることにより生命の尊さを実感し、優しさと思いやりの心を体得することを目的として行っています。

◎デートDV防止プログラム

人と人とのより良い関係をつくるために、中学生を対象に行っています。※デートDVとは、交際中のカップル間に起こる暴力のこと。

◎スマホ・ケータイ人権教室

スマートフォン・携帯電話・インターネットの正しい利用方法および危険性を学ぶとともに、児童・生徒の情報モラルを育成することを目的として行っています。

人権センターだより

令和8年夏号



(人権センターから見た風景)

ごあいさつ 糸島市人権センター 所長 藤井正信



本年度4月1日より着任しました。

振り返れば今から44年前の1982（昭和57）年に現在の人権センターが伊都文化会館の敷地隣に「解放センター前原町隣保館」が設置されましたが、その館の最初の職員として3年間主事として勤めていました。当時、先進地の隣保館に学び地域住民の方のご協力のもと手探りで館の運営を行っていたことを懐かしく思い出します。

それからいろんな職場を体験し、40数年ぶりに同じ職場に戻ってきました。感無量です。人権センターは職員4人の職場です。差別のないまちづくりの一翼を担う館をめざします。人権問題解決のため種々の学習会等開催します。皆様のご参加を得、人権が尊重される明るい社会を実現しましょう。

令和8年度 人権センターパネル展示

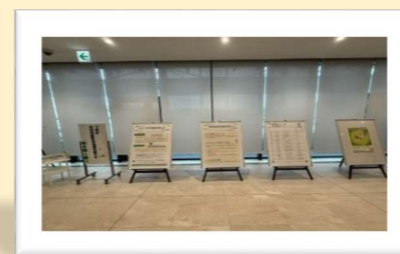
【7月】同和問題啓発強調月間パネル(7/1～7/31) <終了>

【12月】人権週間パネル(12/4～12/10)

【3月】人権作文受賞者パネル(日程未定)

※展示場所→糸島市役所 1階西側エレベーター前

※日程、場所については、変更になる場合があります



(7月 同和問題啓発強調月間パネル展示)

【発行】糸島市人権センター

【住所】糸島市前原西1丁目1-2
糸島市市民交流センター6階

【電話】092-322-5095

【FAX】092-322-5096

【開所日】月～土曜日

※祝日、12/29～1/3を除く

【開所時間】

9時～16時45分



手話教室

令和8年度事業で、人権センター主催の「手話教室」を開催します。

内容は、初めて手話に接する人を対象とした「初歩コース」です。

日時：9月19日（土）～12月12日（土）※11/7除く

毎週土曜日（全12回）

：午前10：00～11：00

開催場所：糸島市市民交流センター 会議室

参加費：無料

申込人数：20人（高校生以上、先着順）

申込期日：8月1日（土）～定員になり次第締め切り。

申込方法：糸島市人権センター窓口又は電話、FAXにて



昨年の様子



人権学習会

R8. 第1回「人権学習会」を開催しました

6月13日（土）「ぼくの村にB29がきた」

吉山峰代（たかよ）さんによる本の朗読を通じて81年前身近な所で起きた雷山空襲のお話をいただきました。

「原爆や戦争を体験していない私たちが、これから平和な世界になるように考えていきたい。」と感じた学習会でした。



令和8年度人権学習会の予定です。

- ◆ 6月13日（土）・・・平和学習「雷山空襲」 終了
- ◆ 8月8日（土）・・・平和都市推進糸島市民会議
「原爆と平和の行方」 14時～15時
- ◆ 10月24日（土）・・・部落解放同盟糸島市協議会
「部落解放運動のこれまでと、これから」 14時～15時
- ◆ 12月12日（土）・・・人権週間講演会
「デジタル社会と人権」 14時～15時30分
- ◆ 2月13日（土）・・・いとしまこども食堂ほっこり 14時～15時
「こども食堂で学生が取り組む、子どもの人権」

※都合により内容が変更になる事があります。

参加費無料
要予約

～7月は同和問題啓発強調月間でした～

同和問題（一部差別）解決のために国は1969（昭和44）年7月に「同和対策事業特別措置法」が施行されたことを記念して、市では7月を同和問題啓発強調月間として同和問題をはじめ、あらゆる人権課題解決のため



コミュニティセンター等で講演会（7月18日健康福祉センターあごらにおいて「差別の実態と解決への課題」と題して部落解放同盟中央執行委員の久保克彦さんを招いて）が開催されました。

今も差別発言や差別的な内容の文書、インターネット上で差別を助長する書き込みが後を絶ちません。同和問題を正しく理解し、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指しましょう。

人権コラム <人権センターの役割>

糸島市人権センターは、条例改正前の名称は「前原市隣保館」でした。同和問題の完全解消をはじめとするあらゆる人権問題の解決に資するために設置されました。生活向上の各種相談事業や人権課題に解決のための各種事業を行う施設です。「福祉と人権のまちづくり」を合言葉にさまざまな工夫をこらして事業を実施し、時代のニーズに即応する活動を推進してまいりました。

また2016（平成28）年には、「部落差別解消推進法」「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」の「人権3法」が施行され今年で10年目を迎えます。人権センター（＝隣保館）はこれらの法律の普及宣伝はもとより、種々な人権課題の啓発活動に取り組みます。

人権センター職員は、時代の変化によって人権課題も多様化・複雑化し、新しい課題に对应される資質向上とスキルアップが求められています。

◆相談事業◆ 人権センターでは、次の相談を受け付けています。

人権擁護委員による人権相談	● 第2、第4 火曜日 13時～16時
人権センター職員による人権に関する相談	● 毎週 月～土曜日 9時～16時

人権センターでは、子どもから高齢者までの種々な人権問題について、市民の皆様の相談に応じています。市の窓口や関係機関に紹介など。人権センター職員が随時対応しています。心配なことや困っていることがあれば、一人でも悩まずお気軽にご相談ください。プライバシーは厳守いたしますので、安心してご相談ください。

【人権センター相談専用ダイヤル】☎ 322-1697

※行政相談は、4月から糸島市役所相談室に場所変更になりました。

日程詳細につきましては、総務課☎ 322-2100へお問い合わせください。

